

参考資料（現況）

| | | | |
|----|----------------------------------|-----|----|
| 1 | ごみ排出量の予測 | ・・・ | 1 |
| 2 | ごみ排出量の目標 | ・・・ | 2 |
| 3 | 発生抑制・リサイクル推進対策 | ・・・ | 3 |
| 4 | 収集・運搬 | ・・・ | 9 |
| 5 | 中間処理 | ・・・ | 11 |
| 6 | 最終処分場 | ・・・ | 12 |
| 7 | 処理経費 | ・・・ | 13 |
| 8 | 組 織 | ・・・ | 14 |
| 9 | 第五期帯広市総合計画における ごみ減量化・資源化施策の体系 | ・・・ | 15 |
| 10 | 国等の廃棄物減量化目標 | ・・・ | 16 |

1 ごみ排出量の予測

平成 18 年度から平成 21 年度までのごみ排出量の予測は次のとおりです。

| 年 度 | 15 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 行政区域内人口（人） | 173,279 | 184,307 | 185,538 | 186,769 | 188,000 |
| 計画収集人口（人） | 173,279 | 184,307 | 185,538 | 186,769 | 188,000 |
| 計画収集ごみ発生量（t/年） | 57,674 | 56,710 | 57,699 | 58,695 | 59,699 |
| 計画収集ごみ量 | 46,454 | 43,985 | 44,778 | 45,577 | 46,381 |
| 燃やすごみ | 30,082 | 26,554 | 27,032 | 27,515 | 28,000 |
| 燃やさないごみ | 7,378 | 6,514 | 6,632 | 6,750 | 6,869 |
| （内）大型ごみ | 1,628 | 907 | 923 | 939 | 955 |
| （内）有害ごみ | 66 | 68 | 69 | 70 | 72 |
| 資源ごみ | 8,994 | 10,917 | 11,114 | 11,312 | 11,512 |
| 資源集団回収 | 9,660 | 10,880 | 11,076 | 11,273 | 11,473 |
| コンポスト電動処理機の処理 | 1,560 | 1,845 | 1,845 | 1,845 | 1,845 |
| 計画収集ごみ発生原単位（g） | 912 | 843 | 852 | 861 | 870 |
| 直接搬入ごみ発生量（t/年） | 20,641 | 22,133 | 22,009 | 21,883 | 21,752 |
| 直接搬入ごみ量 | 20,641 | 22,133 | 22,009 | 21,883 | 21,752 |
| 燃やすごみ | 17,687 | 19,094 | 18,987 | 18,878 | 18,766 |
| 燃やさないごみ | 2,954 | 3,039 | 3,022 | 3,005 | 2,986 |
| 合計発生量（t/年） | 78,315 | 78,843 | 79,708 | 80,578 | 81,451 |
| 発生量原単位（g） | 1,238 | 1,172 | 1,177 | 1,182 | 1,187 |
| 合計排出量（t/年） | 67,095 | 66,118 | 66,787 | 67,460 | 68,133 |
| 排出量原単位（g） | 1,061 | 983 | 986 | 990 | 993 |
| 資源を除く排出量（t/年） | 58,101 | 55,201 | 55,673 | 56,148 | 56,621 |
| 資源を除く原単位（g） | 919 | 821 | 822 | 824 | 825 |

2 ごみ排出量の目標

減量・リサイクルの目標としたごみ排出量は次のとおりです。

| 年 度 | 15 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 行政区域内人口(人) | 173,279 | 184,307 | 185,538 | 186,769 | 188,000 |
| 計画収集人口(人) | 173,279 | 184,307 | 185,538 | 186,769 | 188,000 |
| 計画収集ごみ発生量(t/年) | 57,674 | 56,710 | 57,699 | 58,695 | 59,699 |
| 計画収集ごみ量 | 46,454 | 42,923 | 42,628 | 42,313 | 41,976 |
| 燃やすごみ | 30,082 | 26,040 | 25,999 | 25,958 | 25,913 |
| 燃やさないごみ | 7,378 | 6,514 | 6,632 | 6,750 | 6,869 |
| (内)大型ごみ | 1,628 | 907 | 923 | 939 | 955 |
| (内)有害ごみ | 66 | 68 | 69 | 70 | 72 |
| 資源ごみ | 8,994 | 10,369 | 9,997 | 9,605 | 9,194 |
| 資源集団回収 | 9,660 | 11,428 | 12,193 | 12,980 | 13,791 |
| コンポスト電動処理機の処理 | 1,560 | 1,955 | 2,065 | 2,175 | 2,285 |
| 燃やすごみの減量対策 | | 404 | 813 | 1,227 | 1,647 |
| 計画収集ごみ発生原単位(g) | 912 | 843 | 852 | 861 | 870 |
| 直接搬入ごみ発生量(t/年) | 20,641 | 22,133 | 22,009 | 21,883 | 21,752 |
| 直接搬入ごみ量 | 20,641 | 22,133 | 22,009 | 21,883 | 21,752 |
| 燃やすごみ | 17,687 | 19,094 | 18,987 | 18,878 | 18,766 |
| 燃やさないごみ | 2,954 | 3,039 | 3,022 | 3,005 | 2,986 |
| 合計発生量(t/年) | 78,315 | 78,843 | 79,708 | 80,578 | 81,451 |
| 発生量原単位(g) | 1,238 | 1,172 | 1,177 | 1,182 | 1,187 |
| 合計排出量(t/年) | 67,095 | 65,056 | 64,637 | 64,196 | 63,728 |
| 排出量原単位(g) | 1,061 | 967 | 954 | 942 | 930 |
| 資源を除く排出量(t/年) | 58,101 | 54,687 | 54,640 | 54,591 | 54,534 |
| 資源を除く原単位(g) | 919 | 813 | 807 | 801 | 795 |

3 発生抑制・リサイクル推進対策

ごみの減量と資源化対策は、昭和 56 年度以来、市民の自主的な行動とともに協力を得ながら支援並びに市民意識の啓発についても進めてきました。

平成 9 年 10 月に開始した帯広スタイル「Sの日」事業は、容器包装リサイクル法に基づき、資源化に関する市民と事業者、行政の責任と役割分担を明らかにし、ごみ減量と資源の回収、リサイクルの推進に効果を上げています。

発生抑制・リサイクル推進対策の実施状況・効果・課題

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 |
|----------------|--|--|---|
| 1 帯広市廃棄物等推進審議会 | 平成 7 年 3 月、本市の将来にわたる具体的なごみ減量対策手法の確立を図る目的で、「帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、委員 20 名をもって設置した。 | 市民各層、事業者の意見反映 | 引き続き、市民各層、事業者の今後の廃棄物減量のあり方等について意見の反映をしていきます。 |
| 2 ごみ懇談会の開催 | <p>事業開始年度</p> <p>昭和 56 年度</p> <p>ごみ問題について、正しい理解と協力を求めるために開催し、ごみ問題の実情や減量・資源化について学習、懇談会をするとともに、分別排出等について啓発。</p> <p>平成 12 年度 34 回 1,988 人 平成 13 年度 25 回 3,067 人 平成 14 年度 41 回 2,046 人 平成 15 年度 89 回 3,808 人 平成 16 年度 36 回 1,817 人</p> | 実際に市民等と接し、市民意識並びに分別・排出ルール等の理解度を把握する上からも効果的である。 | 町内会等、市民活動団体等の住民組織をはじめ、小中学校や会社等の研修会にも引き続き拡大していく。 |

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 |
|----------------|--|--|-----------------|
| 3 エコエコ紙芝居 | <p>事業開始年度 平成 12 年度</p> <p>幼児から小学校低学年までの環境教育の一環として市内の保育所・幼稚園、小学校を回り、環境保護を題材としてオリジナルの紙芝居を披露し啓発。</p> | <p>幼児等が日常簡単に出来る分別等を体験、誘発誘導する。</p> | |
| 4 刊行物・映像による啓発 | <p>広報おびひろ・ごみ分別パンフレット（英語版、点字用、視覚障害者用テープ）ゴミュニティメール、ポスター・ビデオテープ・町内会回覧などにより、ごみ減量や資源化方策について啓発活動を実施。</p> | <p>ごみ減量・資源化、家庭系ごみの一部有料化、家電リサイクル法等の各種リサイクル法について、広報・公聴を強化し、市民の理解を得ることが出来る。</p> | |
| 5 ごみ減量・資源化促進月間 | <p>実施時期 年 2 回（春秋）</p> <p>電動生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器の展示。ごみ減量リサイクルパネル・ごみ分別体験コーナー、相談コーナー、ダンボールコンポスト実演。 青空リサイクル市開催。</p> | <p>イベントを通して、身近なところからごみ減量・資源化を体験したり目で見て楽しむことにより、ごみに理解と関心を持ってもらうことが可能である。</p> | <p>今後も継続する。</p> |

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 |
|--------------------------------------|---|---|---|
| <p>6 生ごみたい肥化容器・ 電動生ごみ処理機購入助成</p> | <p>事業開始時期</p> <p>たい肥化容器 平成 3 年度 助成額 1 個 2,000 円 1 世帯 2 個まで 助成対象 130 以上 実 績 3～16 年度 累計 6,808 個</p> <p>電動生ごみ処理機 平成 12 年度 助成額 本体価格の 2 分の 1 以内で、 上限 20,000 円。 1 世帯 1 台まで 実 績 12～16 年度 累計 1,063 台</p> | <p>たい肥化容器の想定減量効果 (生ごみ排出量 220kg/年/世帯) 16 年度末 1,498 t</p> <p>電動生ごみ処理機の想定減量効果 (生ごみ排出量 220kg/年/世帯) 16 年度末 234 t</p> | <p>家庭系ごみの一部有料化実施後の減量維持に向けた市民周知の徹底を図る。</p> <p>今後も継続して実施し、ごみ減量・資源化の促進・定着を図るとともに、関連イベントにも参画し、啓発事業を実施する。</p> <p>家庭系ごみの一部有料化により、関心が高まっている。</p> <p>たい肥化容器は冬期間の凍結により普及にも一定の限界がある。</p> <p>普及には、処理機の廉価化が必要である。</p> |

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---|---|
| <p>7 家庭系ごみの資源化 (1)「Sの日」回収事業</p> | <p>事業開始年度 平成 9 年度 (容器包装リサイクル事業)</p> <p>回収体制 「Sの日」の日に回収。</p> <p>回収品目 ペットボトル びん類 缶類 紙パック 紙製容器包装 プラスチック製容器包装 新聞、雑誌、ダンボール等</p> <p>排出基準 洗淨・除栓・開く・透明袋の使用</p> <p>実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>5,802 t</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>5,614 t</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>5,995 t</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年度</td> <td>8,994 t</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>8,883 t</td> </tr> </table> | 平成 12 年度 | 5,802 t | 平成 13 年度 | 5,614 t | 平成 14 年度 | 5,995 t | 平成 15 年度 | 8,994 t | 平成 16 年度 | 8,883 t | <p>資源ごみを洗って排出する行為について、市民に意識改革と協力を求めるとともに、市民の役割と責任をより明確化した。</p> <p>と については平成 15 年度から追加収集し、容器包装リサイクル法の完全実施を行った。</p> | <p>資源ごみの分別排出は、家庭系ごみの一部有料化に伴い定着してきているが、除栓・洗淨、水切りの徹底をする必要がある。</p> |
| 平成 12 年度 | 5,802 t | | | | | | | | | | | | |
| 平成 13 年度 | 5,614 t | | | | | | | | | | | | |
| 平成 14 年度 | 5,995 t | | | | | | | | | | | | |
| 平成 15 年度 | 8,994 t | | | | | | | | | | | | |
| 平成 16 年度 | 8,883 t | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 |
|------------|---|---|--------------------|
| (2) 資源集団回収 | <p>事業開始年度</p> <p>平成 4 年度</p> <p>回収品目</p> <p>紙類 新聞、雑誌、ダンボール</p> <p>鉄類 アルミ・スチール缶 びん類</p> <p>奨励金 回収重量 4.2 円/1 kg (H14 20 銭増)</p> <p>協力金 基本割額 1,250 円/回 実績割額 1,850 円/t 特別協力金</p> <p>びん類 1 円/1kg 鉄 類 1 円/1kg</p> <p>実績</p> <p>平成 12 年度実施団体数 717 町内会 609・その他団体 108 ・回収量 9,156 t ・奨励金 35,728 千円</p> <p>平成 13 年度実施団体数 725 町内会 615・その他団体 110 ・回収量 9,268 t ・奨励金 36,200 千円</p> <p>平成 14 年度実施団体数 716 町内会 608・その他団体 108 ・回収量 9,496 t ・奨励金 38,947 千円</p> <p>平成 15 年度実施団体数 715 町内会 601・その他団体 114 ・回収量 9,660 t ・奨励金 40,573 千円</p> <p>平成 16 年度実施団体数 721 町内会 608・その他団体 113 ・回収量 10,328 t ・奨励金 43,394 千円</p> | <p>町内会自治活動と資源化事業が一体となった事業展開がなされており、会員間のコミュニケーションとごみ問題に対する啓発の上で効果的である。</p> | <p>未実施町内会等がある。</p> |

| 項 目 | 実 施 状 況 | 効 果 | 今後の課題 |
|-------------------------|--|---|---|
| <p>8 グリーンネットワーク購入事業</p> | <p>事業内容 古紙 100%、白色度 70%の再生紙の購入。 ペットボトルの再生作業服の購入。</p> | <p>リサイクル製品の販売拡大と普及に効果的である。 資源化の動機付け、啓発に効果的である。 企業や自治体の活動における環境への負荷低減を目標としたISOの取り組みとしても推進してきた。</p> | <p>引き続き、リサイクルを推進させるために、事業者、市民に対しても再生品の購入、利用の拡大を図る必要がある。</p> |

4 収集・運搬

(1) 家庭系のごみ・資源

分別方法

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)」「大型ごみ」「資源ごみ」の5種15分別。
くりりんセンターへの自己搬入ごみについては、さらに細かい分別を求めています。

容器類

平成16年10月からの家庭系ごみの一部有料化に伴い、燃やすごみは赤色の指定ごみ袋(10刻みの4種類・一部ごみ処理券)、燃やさないごみは青色の指定ごみ袋(10刻みの4種類・一部ごみ処理券)、大型ごみについては、ごみ処理券の貼付。

資源ごみと有害ごみ(蛍光管はケース)は従来の透明、半透明袋。

透明袋は、住民の相互啓発を可能にし、分別の効果を高める方策として効果的である。

排出時間

収集日の朝、午前9時まで

大型ごみは指定日の朝、午前9時まで

排出場所

- ・一般家庭 路上ステーション

概ね30～50メートル間隔で町内会が指定した排出場所

- ・集合住宅に居住している世帯 居住者専用のステーション

路上ステーション化を指導しているが、「ごみ置き場(ごみを入れる小屋)」の設置も見られる。

- ・都心部商店街地区の世帯 交通量が多いため、出来るだけ通行に支障とならない排出場所としています。
- ・町内会会館敷地及び公共施設の地先

平成9年10月からコミュニティ活動の拠点である町内会会館などを排出場所にしました。

収集回数

- ・燃やすごみ 週 2 回
- ・燃やさないごみ 週 1 回
- ・有害ごみ 週 1 回
- ・資源ごみ 週 1 回
- ・大型ごみ 申込制

収集日

市内をごみの種類等の収集間隔が一定となるように区域割りして、地区ごとに収集日を定めています。

戸別収集サービス事業（サポート）

高齢者、障害者、傷病者世帯でごみをステーション並びに指定場所まで排出困難な場合に玄関口収集を実施。

（2）事業系ごみ・資源

事業系のごみは、自ら中間処理施設（くりりんセンター）に搬入するか、あるいは許可業者に収集運搬を委託して処理しています。

自己搬入ごみ

自己搬入ごみは、くりりんセンターが分別受入体制にあり、さらに分別の徹底を図るために透明、半透明の容器による搬入を求めています。

許可業者収集ごみ

収集区域の指定からおよそ 13 年が経過し、事業系一般廃棄物の許可事業者による収集、有料収集、有料による収集・処理と排出事業者の処理原則が確立され、収集許可事業者の経営基盤確立等、一定の成果を得た状況となり、透明性・競争原理・サービスの向上から、平成 15 年 3 月末で収集区域の指定を廃止し、排出者主権確立、自己責任下の自由選択が可能な収集・運搬体制となりました。

5 中間処理

中間処理（焼却処理と破碎処理）は、平成8年10月よりくりりんセンターで行っています。

焼却施設については、平成9年12月から廃棄物処理法の規制が強化され、ダイオキシン類濃度の基準が平成9年12月以降新設の施設については、処理室能力4トン/時以上の場合0.1ng-TEQ/N³となり、既存施設については平成10年12月から平成14年11月までが80ng-TEQ/N³、平成14年12月1日以降が1ng-TEQ/N³となりましたが、くりりんセンターは、現状においてもこの基準を達成しています。

容器包装リサイクル法に基づく資源の中間処理は、十勝環境複合事務組合が委託する「十勝リサイクルプラザ」において平成15年4月から圧縮、減容等の処理を行っています。

くりりんセンター

| 区 分 | 焼却処理施設の概要 | 破碎処理施設の概要 |
|---------|--|---|
| 所 在 地 | 帯広市西24条北4丁目1番5 | 帯広市西24条北4丁目1番5 |
| 敷 地 面 積 | 約47,000㎡（破碎処理施設含む） | 約47,000㎡（焼却処理施設含む） |
| 処 理 能 力 | 330t/日（110t/日×3炉） | 110t/日（破碎80t/日・圧縮30t/日） |
| 炉 型 式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 | |
| 受入対象物 | 可燃ごみ（一般廃棄物、あわせ産業廃棄物） 破碎選別処理後の可燃物 | 不燃ごみ、大型ごみ（一般廃棄物、あわせ産業廃棄物） |
| 主 要 設 備 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備 ピットアンドクレーン方式 ・燃焼設備 全連続燃焼式ストーカ方式 ・燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式 ・排ガス処理設備 ろ過式集じん方式 + 乾式消石灰噴霧方式 ・余熱利用設備 発電方式 + 給湯及び冷暖房利用方式 ・通風設備 平衡通風方式 ・灰出し設備 ピットアンドクレーン方式 ・飛灰処理設備 セメント等固化方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備 ピットアンドクレーン方式 ・破碎設備 低速回転方式+高速回転方式 ・搬送設備 コンベア方式 ・選別設備 磁気選別方式 + 回転篩選別方式 + 風力選別方式 ・貯留設備 ピット方式 + ホッパ方式 ・集じん設備 機械式集じん方式 + ろ過式集じん方式 |

| 区 分 | 十勝リサイクルプラザ |
|-----------|--|
| 所 在 地 | 帯広市西23条北4丁目6番5 |
| 最大処理能力 | 87.9t/日 |
| 処 理 設 備 | ベットボトル 減容機 びん類 手選別（色選別）コンベア 缶類 磁選別機、アルミ選別機、圧縮機 その他紙製容器包装 圧縮減容機 その他プラスチック製容器包装 圧縮減容機 ストックヤード |
| 受 入 対 象 物 | 容器包装リサイクル法対象品目、新聞、雑誌類 |

6 最終処分場

ごみの最終処分場は、昭和 59 年より十勝環境複合事務組合が運営する一般廃棄物最終処分場で処理をしています。

この間、ごみの分別や資源化に対する市民意識の向上や行政の施策推進により、当初計画以上に埋立量が減少し、平成 22 年度まで埋立が可能となっています。

チンネル処理センター年度別埋立実績 (トン)

【最終処分場の概要】

- ・ 所在地 河東郡音更町字万年西 1 線 22 番地 13
- ・ 総面積 280,000 m²
- ・ 埋立面積 223,000 m²
- ・ 埋立容量 1,057,000 m³
- ・ 埋立工法 準好気性埋立 (セル方式層状埋立)
- ・ 遮水設備 遮水シート (合成ゴム)
- ・ 汚水処理施設 処理能力 平均水量 250 m³/日
最大水量 1,200 m³
処理方式
調整池 + 接触酸化法 + 凝集沈殿法 + 砂ろ過 + 滅菌

| 区分 | | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 |
|-----|----|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 埋立量 | 計画 | | 59,610 | 62,650 | 65,800 | 70,200 | 62,610 | 64,470 |
| | 実績 | 16,635 | 33,995 | 37,504 | 41,908 | 45,834 | 50,829 | 53,113 |
| 残余量 | 計画 | | 997,390 | 934,740 | 868,940 | 798,740 | 736,130 | 671,660 |
| | 実績 | 1,040,365 | 1,006,370 | 968,866 | 926,958 | 881,124 | 830,295 | 777,182 |
| 区分 | | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 |
| 埋立量 | 計画 | 66,500 | 68,430 | 70,440 | 72,440 | 74,530 | 76,530 | 78,720 |
| | 実績 | 46,556 | 44,907 | 48,797 | 50,621 | 56,028 | 38,881 | 24,362 |
| 残余量 | 計画 | 605,160 | 536,730 | 466,290 | 393,850 | 319,320 | 242,790 | 164,070 |
| | 実績 | 730,626 | 685,719 | 636,922 | 586,301 | 530,273 | 491,392 | 467,030 |
| 区分 | | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
| 埋立量 | 計画 | 80,930 | 29,636 | 30,354 | 31,089 | 31,846 | 32,624 | 33,422 |
| | 実績 | 23,331 | 23,079 | 27,906 | 27,935 | 35,874 | 35,742 | 40,912 |
| 残余量 | 計画 | 83,140 | 414,063 | 383,709 | 352,620 | 320,774 | 288,150 | 254,728 |
| | 実績 | 443,699 | 420,620 | 392,714 | 364,779 | 328,905 | 293,163 | 252,251 |

7 処理経費

ごみ並びに資源処理経費は、市が直接している収集・運搬業務と十勝環境複合事務組合において構成市町村と共同で処理している中間処理・最終処分業務に要する経費からなっています。

ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

| 年 度 | 収集・運搬 | 中間処理 | 埋 立 | 合 計 |
|----------|---------|---------|--------|---------|
| 平成 12 年度 | 430,466 | 443,656 | 64,943 | 939,065 |
| 平成 13 年度 | 427,822 | 445,988 | 65,719 | 939,529 |
| 平成 14 年度 | 408,560 | 379,688 | 60,335 | 848,583 |
| 平成 15 年度 | 361,268 | 254,902 | 59,322 | 675,492 |
| 平成 16 年度 | 367,683 | 254,830 | 71,856 | 694,369 |

資源処理経費の推移

(単位：千円)

| 年 度 | 収集・運搬 | 中間処理 | 合 計 |
|----------|---------|---------|---------|
| 平成 12 年度 | 316,377 | 69,874 | 386,251 |
| 平成 13 年度 | 314,538 | 70,315 | 384,853 |
| 平成 14 年度 | 368,193 | 68,587 | 436,780 |
| 平成 15 年度 | 421,057 | 205,843 | 626,900 |
| 平成 16 年度 | 419,491 | 187,497 | 606,988 |

8 組 織

平成9年10月から帯広スタイル「Sの日」を設け、容器包装リサイクル事業を開始し、ごみ収集部門の民間委託を行っています。

また、同月から清掃指導員を8人から10人に増員し、家電リサイクル法の施行に伴い、さらに2人増員し、ごみと資源の分別排出指導を強化しています。

自治体を実施する業務もより質の高いものを目指し、ゴミニティメール（ごみ・資源回収業務の作業を行いながら、市から町内会宛の文書等を宅配し、地域とのコミュニケーションを図る事業）など、新しい公務サービスの展開も図っています。

ごみ収集業務と減量・資源化対策の組織人員は下記のとおりです。

（平成17年4月現在）

| 区 分 | 人 員 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------|
| 管 理 職 | 2 人 | |
| 管 理 係 | 16 人 | 事務職員 4 人 清掃指導員 12 人 |
| ごみ減量係 | 4 人 | |
| 業 務 係 | 7 1 人 | 車両整備担当 4 人 |
| 合 計 | 9 3 人 | |

9 第五期帯広市総合計画におけるごみ減量化・資源化施策の体系

ごみ減量化・資源化施策の体系は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---------------|
| 基本方向 | 資源循環型の地域社会づくり |
|-------------|---------------|

- 1 **ごみの発生抑制**
 - (1) ごみにしない製品の推進
- 2 **ごみの減量運動の推進**
 - (1) 適正包装の推進
 - (2) 不用品交換運動の推進
- 3 **リサイクル活動の推進**
 - (1) 資源回収活動の推進
 - (2) リサイクル事業の推進
 - (3) 生ごみの資源化促進
 - (4) 事業系資源ごみの回収促進
 - (5) リサイクル商品の使用促進
- 4 **啓発・指導活動の推進**
 - (1) 啓発活動の強化
 - (2) ごみ懇談会などの開催
- 5 **ごみの適正処理**
 - (1) ごみの分別排出の推進
 - (2) 有害ごみの適正処理の推進
 - (3) 一般廃棄物の適正処理
 - (4) 産業廃棄物の適正処理

10 国等の廃棄物減量化目標 (平成 11 年 9 月)

政府は、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、平成 22 年度を目標年度とする廃棄物の減量化の目標量を、現状(平成 8 年度)に対し、別表のとおり設定しています。

中間目標年次を平成 17 年度とし、達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要な見直しを行なうとしています。廃棄物の減量化の目標量の概要は、次のとおりです。

一般廃棄物の減量化

平成 22 年度には、人口が現状よりも 1.5%増加し、実質国内総生産が年率 2%の割合で増加すると見込まれるので、このままでは今後さらに排出量が増加すると考えられるところ、

- (1) 排出量を 5%削減 (53 百万トン 50 百万トン)
- (2) 再生利用量を 10%から 24%に増加 (5.5 百万トン 12 百万トン)
- (3) 最終処分量を半分に削減 (13 百万トン 6.5 百万トン)

産業廃棄物の減量化

実質国内総生産が今後年率 2%の割合で増加すると見込まれるので、過去の傾向をもとに試算すると、平成 22 年度の排出量は現状よりも 17%増加すると予想されること、

- (1) 排出量の増加を 13%に抑制 (4 億 26 百万トン 4 億 80 百万トン)
- (2) 再生利用量を 42%から 48%に増加 (1 億 81 百万トン 2 億 32 百万トン)
- (3) 最終処分量を半分に削減 (60 百万トン 31 百万トン)

〔焼却量の削減〕

廃棄物の焼却量を次のとおり削減し、規制措置の徹底と併せて、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出を削減

- (1) 一般廃棄物の焼却量を 15%削減 (40 百万トン 34 百万トン)
- (2) 産業廃棄物の焼却量を 22%削減 (18 百万トン 14 百万トン)

この目標量は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用（リサイクル）を推進した上で、再生利用できない廃棄物について、脱水や焼却等の中間処理を行い、最終処分量を抑制するという考え方で設定したものです。

今後、政府として目標量を達成するべく必要な施策の推進に努めることとしています。

別表 一般廃棄物の減量化の目標量 (百万トン/年)

| 年 度 | 平成 8 年度 | 平成 17 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|---------|----------|----------|
| 排出量 | 53 | 52 | 50 |
| 再生利用量 | 5.5 | 10 | 12 |
| 中間処理による減量 | 34 | 34 | 32 |
| 最終処分量 | 13 | 7.7 | 6.5 |
| (参考)焼却量 | 40 | 37 | 34 |

産業廃棄物の減量化の目標量 (百万トン/年)

| 年 度 | 平成 8 年度 | 平成 17 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|---------|----------|----------|
| 排出量 | 426 | 460 | 480 |
| 再生利用量 | 181 | 219 | 232 |
| 中間処理による減量 | 185 | 202 | 216 |
| 最終処分量 | 60 | 39 | 31 |
| (参考)焼却量 | 18 | 14 | 14 |

注 1 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

注 2 再生利用は、次のようなものがあります。

- ・再度原料として使用（ガラス、紙、金属くず等）
- ・他の用途への利用（食品廃棄物のたい肥化、鋳さいを路盤材として使用等）

注 3 中間処理による減量とは、脱水、焼却等によって減少した量

北海道では、平成 17 年 3 月に北海道らしい循環型社会（みんなで創る循環と共生の大地）の形成に向け、長期的な展望に立ち北海道循環型社会推進基本計画を策定しています。

- ・計画は平成 37 年度（2025 年度）頃を見通しつつ、目標年度は国の循環型社会形成推進基本計画と同様に、平成 22 年度（2010 年度）とします。

- ・物質フロー指標に関する目標

「循環」/循環利用率 = 約 14% （平成 14 年度：約 12%）2 ポイント増加

「出口」/最終処分量 = 約 212 万トン （平成 14 年度 275 万トン）約 23%削減

- ・取り組み指標に関する目標

環境に配慮した取り組みに関する目標

道民/ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動 50%以上の人たち

事業者/ISO14001 認証等の取得 取得事業場数の増加

市町村/グリーン購入実施 すべての市町村が組織的に実施

- ・廃棄物の処理に関する目標

【排出量】

一般廃棄物排出量 = 270 万トン （平成 14 年度から約 4.7%削減）

産業廃棄物排出量 = 4,066 万トン （平成 14 年度から約 1%削減）

【リサイクル率・再生利用率】

一般廃棄物のリサイクル率 = 24%以上 （平成 14 年度から 12 ポイント増加）

産業廃棄物の再生利用率 = 53%以上 （平成 14 年度から 2 ポイント増加）

【最終処分場】

一般廃棄物最終処分量 = 76 万トン （平成 14 年度から約 37%削減）

産業廃棄物最終処分量 = 136 万トン （平成 14 年度から約 12%削減）